

◆ 実施の条件表

施行規則 別表第3		ア		イ	ウ	エ	オ	カ	
特定事業		廃棄物の処理施設の設置・規模の変更			使用済自動車、解体業の許可を得て処理する施設(100㎡以上)	破砕業の許可を得て使用済自動車を処理する施設(廃掃法の許可施設はアの条件を適用)	廃棄物の分別、積替え又は保管のための施設(廃棄物処理施設の事業区域内、工事現場内及び排出事業区域内の屋内に設置する施設を除く)	使用済自動車、解体自動車の分別、積み替え又は保管の施設(100㎡以上)	大規模小売店舗
実施の条件		最終処分場、焼却以外の処理施設	最終処分場、焼却施設	自社物以外の廃棄物を処理する場合					
同意条件	事業区域の周囲200m内の居住者の3分の2以上の同意	都市計画課	要 (ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要)	要	不要	不要	調整区域内で行う場合は要	不要	不要
	事業区域の周囲30m内の土地所有者の3分の2以上の同意	都市計画課	要	要	不要	不要		不要	不要
	事業区域内の土地所有者の同意	都市計画課	要	要	要	要	要	要	要
立地条件	立地基準	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内で実施すること。ただし、生産工程の一環として設置する必要がある自社廃棄物処理施設はこの限りではない。 市街化区域内で行う場合は工業地域又は工業専用地域内とすること。ただし、自社物のみの既存許可施設の構造・規模の変更などのみはこの限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 準工業地域、工業地域又は工業専用地域内で実施すること。ただし、その施設の面積の合計が100㎡未満の場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 工業地域又は工業専用地域内で実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内とて実施すること。ただし、生産工程の一環として設置する必要がある自社廃棄物処理施設はこの限りでない。 市街化区域内で行う場合は、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準工業地域、工業地域又は工業専用地域内で実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内で実施すること。 商業地域又は近隣商業地域以外を事業区域とする場合は、事業区域と隣地との境界付近に、4m以上の幅の緩衝緑地帯を設置すること。ただし、緩衝緑地帯を設置する以外の方法で周辺への環境配慮を行う場合は、この限りでない。 	
			-	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場は取水施設(上下水道局サービス課にて確認)から上流へ3,000mの範囲外、かつ岡崎市土地利用基本計画に規定する水源保全地域の外とすること。 					
接道等条件	事業区域への出入口は、次の幅員の道路	事業区域が3000㎡以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	9m	9m	9m	4m	9m	9m
		高さ31m以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	-	-	-		-	9m
		事業区域が1000㎡以上、3000㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	6m	6m	6m		6m	6m
		高さ20m以上31m未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	-	-	-		-	6m
		事業区域1000㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	4m	4m	4m		4m	4m
		高さ20m未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	-	-	-		-	4m
必要な施設	緑地(敷地面積に対する割合)※	都市計画課(まちづくり推進課)	2/10以上。ただし、廃棄物処理法の規定による設置の許可を要しない施設は1/10以上。	1/10以上	2/10以上。ただし、廃棄物処理法の規定による設置の許可を要しない施設は1/10以上。	1/10以上	1/10以上	1/10以上	
	事業活動を行う上で必要な駐車場を確保	都市計画課、建築指導課	要	要	要	要	要	要	
	その他		-	-	-	-	-		
防災及び防犯上の条件	排水調整施設の設置	下水工事課(市街化区域) 河川課(市街化調整区域)	要	要	要	要	要	要	
	大規模な地震に対応した防火施設等の設置	消防本部、予防課、消防課	要	要	要	-	要	要	
	はしご車又はその他設備(4階建て以上または高さ15m以上建築物の場合)	消防本部、予防課、消防課	-	-	-	-	-	要	
生活環境上の条件	電波障害(高さ15m以上の建築物・工作物)	環境保全課、建築指導課	高さ15m以上の建築物・工作物を設置するため、電波障害が生じる恐れがある場合は、あらかじめ調査を行い、障害を受けることとなる受信設備の所有者と協議し、必要な措置をとること。						
	地元代表者との協定	都市計画課	工事中の災害を防止し、及び事業操業中の生活環境を保全するため、近隣住民の代表者から要望があるときは、工事及び事業に関する協定を締結するよう努めること。						
	ごみステーション確保	ごみ対策課	-	-	-	-	-	-	

※景観協議の対象となる場合、道路その他公共の場所から容易に望見される位置に規定の緑化面積が必要となります。詳細についてはまちづくり推進課で確認してください。

施行規則 別表第3			キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス
特定事業			高さ18mを超える建築物の新築又は増築	3,000㎡以上の開発行為	火葬場、卸売市場	納骨堂（寺院・境界の敷地内に設置する納骨堂を除く）の設置、墓地の設置・増設	と畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、貯蔵の施設、食鳥処理場、動物処理場	動物取扱業の用に供する施設、興行場、旅館業、公衆浴場、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を有する工場又は事業所	特定工場
実施の条件		担当部署							
同意条件	事業区域の周囲200m内の居住者の3分の2以上の同意	都市計画課	不要	不要	要 (ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要の場合有)	不要	要 (ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要の場合有)	不要	不要
	事業区域の周囲30m内の土地所有者の3分の2以上の同意	都市計画課	不要	不要	要 (ただし土地区画整理事業の場合は不要)	不要	要	不要	不要
	事業区域内の土地所有者の同意	都市計画課	要	要	要	要	要	要	要
立地条件	立地基準	都市計画課	・都市計画区域内で実施すること。 ただし、都市計画区域外における産業立地誘導地区において、産業用の建築物を設置する事業は除く。 ・工業地域又は準工業地域内で共同住宅を建築する場合は、良好な生産環境を確保し、生産環境と調和した居住環境を整えるための措置を講ずること。	-	・都市計画区域内で実施すること。	-	・都市計画区域内で実施すること。	-	・製造業に属する事業の用に供する工場の設置事業を市街化区域内で実施する場合は、準工業地域、工業地域、工業専用地域内とすること。
接道等条件	事業区域への出入口は、次の幅員の道路	事業区域が3,000㎡以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	9m	9m	9m	4m	9m	9m
		高さ31m以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	9m		9m		9m	
		事業区域が1,000㎡以上、3,000㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	6m		6m		6m	
		高さ20m以上31m未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	6m		6m		6m	
		事業区域1,000㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	4m		4m		4m	
		高さ20m未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	4m		4m		4m	
必要な施設	緑地（敷地面積に対する割合）※	都市計画課 (まちづくり推進課)	5/100以上	5/100以上	2/10以上	1/10以上	2/10以上	5/100以上	5/100以上
	事業活動を行う上で必要な駐車場を確保	都市計画課、建築指導課	要 (共同住宅の場合は1戸あたりの基準を遵守)	要	要	要	要	要	要
	その他		共同住宅の場合は屋根付きの駐輪場・集会場の基準を遵守	-	-	-	-	-	-
防災及び防火上の条件	排水調整施設の設置	下水工事課（市街化区域） 河川課（市街化調整区域）	要	要	要	要	要	要	要
	大規模な地震に対応した防火施設等の設置	消防本部、予防課、消防課	要	要	要	要	要	要	要
	はしご車又はその他設備（4階建て以上または高さ15m以上建築物の場合）	消防本部、予防課、消防課	要	要	要	-	要	-	要
生活環境上の条件	電波障害（高さ15m以上の建築物・工作物）	環境保全課、建築指導課	高さ15m以上の建築物・工作物を設置するため、電波障害が生じる恐れがある場合は、あらかじめ調査を行い、障害を受けることとなる受信設備の所有者と協議し、必要な措置をとること。						
	地元代表者との協定	都市計画課	工事中の災害を防止し、及び事業操業中の生活環境を保全するため、近隣住民の代表者から要望があるときは、工事及び事業に関する協定を締結するよう努めること。						
	ごみステーション確保	ごみ対策課	共同住宅の場合は要	要	-	-	-	-	-

※景観協議の対象となる場合、道路その他公共の場所から容易に望見される位置に規定の緑化面積が必要となります。詳細についてはまちづくり推進課で確認してください。

施行規則 別表第3			セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	-
特定事業			教育福祉施設	土地の区画形質の変更を伴う事業でその面積が3,000㎡以上又は搬入・搬出する土量が3,000㎡以上		既存の廃棄物処理施設で処理する廃棄物に、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を加える変更	汚染土壌処理施設の設置に係る事業			パチンコ店、ゲームセンター等
実施の条件		担当部署		タに該当するもの以外(土石・鉱物の採取など)	駐車場、資材置場、太陽光発電施設(※1)その他これらに類する施設		浄化等処理施設、セメント成功施設、分別等処理施設	埋立処理施設	自然由来等土壌利用施設	
同意条件	事業区域の周囲200m内の居住者の3分の2以上の同意		都市計画課	不要	不要	不要	要 (ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要の場合有)	不要	要 (ただし、工業地域・工業専用地域で実施する場合は不要の場合有)	不要
	事業区域の周囲30m内の土地所有者の3分の2以上の同意		都市計画課	不要	不要	不要	要	不要	要	不要
	事業区域内の土地所有者の同意		都市計画課	要	要	要	要	要	要	要
立地条件	立地基準		都市計画課	-	-	-	・都市計画区域内で実施すること。 ただし、生産工程の一環として設置する必要がある自社廃棄物処理施設はこの限りではない ・市街化区域内で行う場合は工業地域又は工業専用地域内とすること。 ただし、自社物のみの既存許可施設の構造・規模の変更などのみはこの限りではない。	・工業地域又は工業専用地域内で実施すること。	・工業地域又は工業専用地域内とすること。 ・取水施設(上下水道局サービス課にて確認)から上流へ3,000mの範囲外、かつ岡崎市土地利用基本計画に規定する水源保全地域の外とすること。	-
接道等条件	事業区域への出入口は、次の幅員の道路	事業区域が3,000㎡以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	9m	4m	9m	-	9m	9m	-
		高さ31m以上	都市計画課、建築指導課、道路維持課	9m		-		-		
		事業区域が1,000㎡以上、3,000㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	6m		6m		6m		
		高さ20m以上31m未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	6m		-		-		
		事業区域1,000㎡未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	4m		4m		4m		
		高さ20m未満	都市計画課、建築指導課、道路維持課	4m		-		-		
必要な施設	緑地(敷地面積に対する割合)※2		都市計画課(まちづくり推進課)	5/100以上	-	5/100以上	2/10以上。ただし、廃棄物処理法の規定による設置の許可を要しない施設は1/10以上。	1/10以上	1/10以上	-
	事業活動を行う上で必要な駐車場を確保		都市計画課、建築指導課	要	-	-	-	要	要	-
	その他			-	-	-	-	-	-	-
防災及び防犯上の条件	排水調整施設の設置		下水工事課(市街化区域) 河川課(市街化調整区域)	要	要	要	-	要	要	-
	大規模な地震に対応した防火施設等の設置		消防本部、予防課、消防課	要	-	-	-	要	要	-
	はしご車又はその他設備(4階建て以上または高さ15m以上建築物の場合)		消防本部、予防課、消防課	要	-	-	-	-	-	-
生活環境上の条件	電波障害(高さ15m以上の建築物・工作物)		環境保全課、建築指導課	高さ15m以上の建築物・工作物を設置するため、電波障害が生じる恐れがある場合は、あらかじめ調査を行い、障害を受けることとなる受信設備の所有者と協議し、必要な措置をとること。(ただし、ソ・タ・チ・トに該当する事業を除く)						
	地元代表者との協定		都市計画課	工事中の災害を防止し、及び事業操業中の生活環境を保全するため、近隣住民の代表者から要望があるときは、工事及び事業に関する協定を締結するよう努めること。						
	ごみステーション確保		ごみ対策課	-	-	-	-	-	-	-

条例で定める実施の条件はありません。各種法令が定める基準に従ってください。

※1 太陽光発電施設の設置にあつては、別に定める太陽光発電施設設置基準を満たすこと。
 ※2 景観協議の対象となる場合、道路その他公共の場所から容易に望見される位置に規定の緑化面積が必要となります。詳細についてはまちづくり推進課で確認してください。